

公共事業再評価調査

様式1

主管課：農地農村整備課

|   |   |                |  |                               |       |  |
|---|---|----------------|--|-------------------------------|-------|--|
| 1 事業概要  | 事業名：真壁南地区 水利施設整備事業(補助金事業)   |                |  |                               |       |  |
|   | 事業種別：土地改良事業   | 事業主体：沖縄県       |  | 当初事業期間：H26～R5                 |       |  |
|   | 事業箇所：糸満市  | 根拠法令：土地改良法     |  | 事業期間：H26～R10                  |       |  |
|   | 総事業費(百万円)：2,514   | 費用内訳：補助 80/100 |  | 事業量：畑地かんがい施設工 53.1ha、洪水調整池 3基 |       |  |
| (整備目的)  | <p>本地区は、沖縄本島南部、糸満市の南部に位置し、国営かんがい排水事業沖縄本島南部地区の受益地となっており、既にFPや幹線パイプライン等の基幹かんがい施設が整備されているが、末端整備が整備されていないことから、農家は給水所等から給水し各ほ場に運搬して、灌水や防除をおこなっており、農業経営の負担となっている。</p> <p>一方で、本地域には河川等がないため、地区の最低標高部に位置するドリーネに浸透池を設置することで排水処理されている状況であるが、排水能力の不足により大雨時の湛水被害が発生している。</p> <p>本事業導入によりかんがい用水を確保し、高収益性作物への転換が図られるが、本地域特有の条件下では湛水被害が起り、かんがい効果が発揮できない恐れがあるため、かんがい施設の整備と併せて排水施設の整備が必要不可欠となっている。</p> <p>よって、本事業により調整池を設置し湛水被害を防止するとともに、畑かん施設を整備し高収益性作物への転換を促進し、農業所得の向上と農業経営の安定を図ることを目的としている。</p> |                |  |                               |       |  |
| 2 再評価<br>該当項目   | <input checked="" type="checkbox"/> ①事業採択後10年を経過 <input type="checkbox"/> ②事業採択後5年を経過して未着工<br><input type="checkbox"/> ③再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤その他   |                |  |                               |       |  |
| 3 再評価に至った<br>主な要因<br>(具体的理由)                          | <input checked="" type="checkbox"/> ①用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ②調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④予算の確保<br><input type="checkbox"/> ⑤手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧当初計画が長期間<br><input type="checkbox"/> ⑨その他<br><br>洪水調整池整備を予定していた用地の一部で相続問題が発生し、用地取得に時間を要したため。   |                |  |                               |       |  |
| 4 事業の進捗<br>状況<br>(R5.3末時点)                            | 項目  | 事業費(百万円)       | 畑地かんがい施設(ha)   | 洪水調整池(基)                      | 用地(筆) |  |
|   | 計画  | 2,514.0        | 53.1   | 3.0                           | 64    |  |
|   | 実施済   | 1,483.0        | 32.0   | 0.0                           | 62    |  |
|   | 率   | 59.0%          | 60.3%  | 0.0%                          | 96.9% |  |
| 5 事業効果の<br>評価指標<br>(評価期間：55年)<br>(基準年：R5)<br>(単位：百万円) | ①作物生産効果 110<br>②品質向上効果 1<br>③営農経費節減効果 15<br>④維持管理費節減効果 △9<br>⑤災害防止効果(農業関係資産) 10<br>⑥地域用水効果 1<br>⑦景観環境保全効果 153<br>⑧国産農産物安定供給効果 22<br>⑨年総効果額(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) 302<br>※端数処理の関係で合計値は一致しない。<br>⑩割引率 4.0%<br>⑪総便益額(現在価値化) 5,920   |                | ①事業費(事務費込み) 2,693<br>②その他費用(関連事業費等) 1,940<br>③総費用(①+②) 4,634<br>※現在価値化済<br>※端数処理の関係で合計値は一致しない。<br>総費用=事業費+その他費用(関連事業費+再整備費-評価終了時の資産価値)<br>総費用総便益 = 総便益額 ÷ 総費用 = 5,920 ÷ 4,634 = 1.27 |                               |       |  |
| 6 事業を巡る状<br>況の変化                                      | ①社会・経済：本地区における農業は、本地区における農業は、那覇市の近郊野菜生産地として発達し、現在さとうきびを中心に、にんじん、レタス、小菊、マンゴー等が栽培されている。また糸満市においてはキュウリ(令和4年12月)が沖縄県拠点産地に新たに認定されている。<br>②地元・自治体：糸満市議会でも当該地区の進捗状況に関する確認があり、早期整備が望まれているところである。<br>③利害関係者：用地取得箇所において、一部相続手続きに時間を要している箇所がある。  |                |  |                               |       |  |
| 7 事業の必要<br>性・効率性                                      | ①事業の必要性・緊急性・有効性など<br>本事業の農業生産性の向上は、高収益作物への転換、農業所の向上及び優良農地の確保に寄与するものであり、地域農業の振興の観点から必要不可欠である。<br>②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)<br>本事業では畑地かんがい施設について、60.3%の整備が進んでいるところである。また、洪水調整池についても、令和4年度時点で用地取得率は96.9%となっており、現計画を推進することが効率的である。<br>③事業効果の発現状況<br>畑地かんがい施設については整備が進んでおり、作物生産の向上に寄与している。また、洪水調整池についても、用地取得済みの箇所から掘削を開始しており、湛水範囲が減少していることから一定の効果が得られている。  |                |  |                               |       |  |
| 8 今後の対応・<br>見通し                                       | ①事業計画等：令和7年度までに畑地かんがい施設の整備を完了し、令和10年度までに洪水調整池3基の完成を目指す。<br>②対住民関係：定期的に地元説明会を開催し、地域の要望を確認しながら連携して事業を推進する。<br>③執行体制等：現在の組織体制で特に問題なし。  |                |  |                               |       |  |
| 9 対応方針  | <input checked="" type="checkbox"/> ①事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ②事業計画(見直し) <input type="checkbox"/> ③事業の中止  |                |  |                               |       |  |